

○消防庁訓令第3号

消防庁への外部の労働者からの通報等への対応等に関する訓令を次のように定める。

平成19年6月28日

消防庁長官 高部 正男

消防庁への外部の労働者からの通報等への対応等に関する訓令

第1章 総則

(目的)

第1条 この訓令は、公益通報者保護法（平成16年法律第122号。以下「法」という。）及び「公益通報者保護法を踏まえた国の行政機関の通報対応に関するガイドライン（外部の労働者等からの通報）」（平成17年7月19日関係省庁申合せ。以下「ガイドライン」という。）の趣旨を踏まえて、消防庁において、消防庁が処分又は勧告等をする権限を有する通報対象事実等が生じ、又はまさに生じようとしている場合における外部の労働者等からの通報及び相談（以下「通報等」という。）を適切に取り扱うため、消防庁において取り組むべき基本的事項を定めることにより、これらの通報等を行った者（以下「通報者等」という。）の保護を図るとともに、事業者の法令遵守を推進することを目的とする。

(定義)

第2条 この訓令で使用する用語は、法で使用する用語の例による。

- 2 この訓令において「課等」とは、消防庁の内部部局の課、参事官及び室並びに施設等機関をいう。
- 3 この訓令において「外部の労働者等」とは、通報対象事実又は通報対象事実以外の法令違反の事実（以下「通報対象事実等」という。）に関係する事業者には雇用されている労働者、当該事業者を派遣先とする派遣労働者及び当該事業者の取引先の労働者のほか、当該事業者の役員、退職者、取引先事業者等の法令遵守を確保する上で必要と認められるその他の者をいう。
- 4 この訓令において「法に基づく公益通報に準ずる通報」とは、前項の「法令遵守を確保する上で必要と認められるその他の者」が通報対象事実について通報するもの又は外部の労働者等が通報対象事実以外の法令違反の事実について通報するものであり、次の各号に掲げる要件の全てに該当するものをいう。
  - 一 当該通報が、不正の利益を得る目的、他人に損害を加える目的その他の不正の目的で行われたものでないこと
  - 二 当該通報が、通報対象事実等が生じ、又はまさに生じようとしている旨を通報するものであること

- 三 当該通報対象事実等について、消防庁が処分又は勧告等をする権限を有すること
- 四 当該通報対象事実等が生じ、又はまさに生じようとしていると信ずるに足りる相当の理由があること
- 五 この訓令において「公益通報等」とは、法に基づく公益通報又は法に基づく公益通報に準ずる通報をいう。

## 第2章 通報等への対応体制等

(通報等への対応体制)

第3条 消防庁に、総括通報等責任者を置き、消防庁次長をもって充てる。

- 2 総括通報等責任者は、通報に関する調査の進捗の管理その他の通報への適切な対応の確保に関する事務を総括する。
- 3 外部の労働者等からの通報等（別表に掲げる法律に関する通報等に限る。）の受付は、総務課において行う。
- 4 総務課は、外部の労働者等からの通報等の受付の他、当該通報等への対応（当該通報等に係る通報対象事実等について処分又は勧告等に関する事務を行うこととなる課等（以下「事務実施課等」という。）が第6条第1項、第3項及び第5項、第8条並びに第10条の規定により実施するものを除く。）及び通報者等の保護に関し必要な事務を行う。

(秘密保持及び個人情報保護の徹底並びに利益相反関係の排除)

第4条 通報等への対応に関与した者（通報等への対応に付随する職務等を通じて、通報等に関する秘密を知り得た者を含む。以下同じ。）は、通報等に関する秘密を漏らしてはならない。

- 2 通報等への対応に関与した者は、知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。
- 3 通報等への対応に関与する者は、通報等への対応の各段階（第5条から第10条までに掲げる段階及び通報等への対応終了後の段階をいう。以下同じ。）において、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。
  - 一 情報を共有する範囲及び共有する情報の範囲を必要最小限に限定すること
  - 二 通報者等の特定につながり得る情報（通報者等の氏名、所属等の個人情報のほか、調査が通報等を端緒としたものであること、通報者等しか知り得ない情報等を含む。以下同じ。）については、調査等の対象となる事業者に対して開示しないこと（通報等への対応を適切に行う上で真に必要な最小限の情報を、次号に規定する同意を取得して開示する場合を除く。）
- 三 通報者等の特定につながり得る情報を、情報共有が許される範囲外に開示する場合には、通報者等の書面、電子メール等による明示の同意を取得すること

- 四 前号に規定する同意を取得する際には、開示する目的及び情報の範囲並びに当該情報を開示することによって生じ得る不利益について、通報者等に対して明確に説明すること
- 五 通報者等本人からの情報流出によって通報者等が特定されることを防ぐため、通報者等に対して、情報管理の重要性について十分に理解させること
- 4 消防庁の職員は、自らが関係する通報等への対応に関与しないものとする。また、総務課及び事務実施課等は、通報等への対応の各段階において、通報等への対応に関与する者が当該通報等に利益相反関係を有していないか確認するものとする。

### 第3章 通報等への対応

(通報等の受付)

- 第5条 総務課は、通報等があったときは、法及びガイドラインの趣旨を踏まえ、誠実かつ公正に通報等に対応し、正当な理由なく、通報等の受付又は通報の受理を拒んではならない。
- 2 総務課は、通報等に関する秘密保持及び個人情報の保護に留意しつつ、通報者等の氏名及び連絡先並びに通報等の内容を把握する。
  - 3 総務課は、通報者等の秘密は保持されること、個人情報保護されること、通報等受付後の手続の流れ及び法に基づく公益通報の要件を満たさない場合は、当該通報を受理したとしても、法による保護の対象とはならないことその他の公益通報者保護制度に関する事項を通報者等に対し、説明（ホームページその他のこれらの事項を知り得る情報源の教示を含む。）する。ただし、通報者等が説明を望まない場合、匿名による通報等であるため通報者等への説明が困難である場合その他やむを得ない理由がある場合はこの限りでない（次項、第6項及び第7項、次条第2項及び第4項、第9条に規定する通知、第5項に規定する教示並びに第7条に規定する教示及び資料の提供において同じ。）。
  - 4 総務課は、書面、電子メールその他通報者等が通報等の到着を確認できない方法によって通報等がなされたときは、速やかに通報者等に対して当該通報等を受付した旨を通知するよう努める。
  - 5 総務課は、通報等に係る通報対象事実等について消防庁が処分又は勧告等をする権限を有しない場合にあつては処分又は勧告等をする権限を有する行政機関を、通報者等に対し、遅滞なく教示する。
  - 6 総務課は、通報を公益通報等として受理したときはその旨を、受理しないときはその旨及びその理由を、通報を行った者（以下「通報者」という。）に対し、遅滞なく通知する。
  - 7 総務課は、通報を公益通報として受理したときは、処理の終了までに必要と見込まれる期間を、通報者に対し、通知するよう努める。

(調査の実施)

- 第6条 事務実施課等は、受理した公益通報についての調査の必要性を十分に検討する。
- 2 総務課は、適正な職務の遂行に支障がある場合を除き、事務実施課等が調査を行う場合はその旨及び着手の時期を、事務実施課等が調査を行わない場合はその旨及びその理由を、通報者に対し、遅滞なく通知する。
  - 3 事務実施課等は、通報者の秘密を守るとともに、個人情報を保護するため、通報者が特定されないよう十分に留意しつつ、遅滞なく必要かつ相当と認められる方法で調査を行い、速やかに調査結果を取りまとめる。
  - 4 総務課は、利害関係人の秘密、信用、名誉、プライバシー等に留意しつつ、必要に応じ、通報者に対し、調査の進捗状況を通知する。また、総務課は、事務実施課等が調査結果を取りまとめたときは、適正な職務の遂行に支障がある場合を除き、通報者に対し、遅滞なくこれを通知する。
  - 5 事務実施課等は、調査の方法、内容等の適正性を確保するとともに、調査の進捗を適切に管理する。

(受理後の教示)

- 第7条 総務課は、公益通報等の受理後において、当該公益通報等に係る通報対象事実等について消防庁以外の行政機関が処分又は勧告等をする権限を有することが明らかになったときは、当該行政機関を、通報者に対し、遅滞なく教示する。この場合において、総務課は、適正な職務の遂行又は利害関係人の営業秘密、信用、名誉、プライバシー等の保護に支障がある場合を除き、作成した当該公益通報等に係る資料を通報者に提供する。

(調査結果に基づく措置)

- 第8条 事務実施課等は、公益通報等についての調査を行った結果、通報対象事実等があると認めるときは、速やかに、法令に基づく措置その他適当な措置（以下「措置」という。）を講ずる。

(通報者への措置の通知)

- 第9条 総務課は、適正な職務の遂行に支障がある場合を除き、事務実施課等が講ずる措置の内容を、利害関係人の秘密、信用、名誉、プライバシー等に留意しつつ、通報者に対し、遅滞なく通知する。

(総務課への報告)

- 第10条 事務実施課等は、第6条第1項及び第3項並びに第8条に基づき実施する事項の進捗状況、結果その他の必要な事項を、総務課に対し、遅滞なく報告する。

(公益通報以外の通報の取扱い)

- 第11条 総務課及び事務実施課等は、匿名による通報についても、可能な限り、実名による通報と同様の取扱いを行うよう努める。
- 2 総務課は、公益通報等以外の通報(前項の規定により処理を行うものを除く。以下同じ。)について、必要に応じ、総務課以外の課等に情報提供する。また、総務課及び事務実施課等は、公益通報等以外の通報の内容が法令遵守の観点から公益通報に準じた取扱いをすべきものであると判断したときは、第6条から第10条までの規定に準じた対応を行う。

(通報者保護に係るフォローアップ)

- 第12条 総務課は、通報対応の終了後においても、通報者からの相談等に適切に対応するとともに、通報者が、公益通報等をしたことを理由として、事業者から解雇その他不利益な取扱いを受けていることが明らかになった場合には、消費者庁の公益通報者保護制度相談ダイヤル等を紹介するなど、通報者保護に係る必要なフォローアップを行うよう努める。

(相談への対応)

- 第13条 総務課は、相談を行った者に対し、必要な助言を行うよう努める。

(通報者等からの意見又は苦情への対応)

- 第14条 総務課は、通報等への対応に関して通報者等から意見又は苦情の申出を受けたときは、迅速かつ適切に対応するよう努める。

## 第4章 雑則

(通報関連資料の管理)

- 第15条 総務課及び事務実施課等は、通報等に係る記録その他関連資料(以下「通報関連資料」という。)を、通報者等の秘密保持及び個人情報の保護に留意して、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第58号)等の趣旨にのっとり、適切な方法で管理する。
- 2 通報関連資料の保存期間は、5年とする。ただし、保存期間の終了時において通報等に関連する争訟が生じているなどの特別な事情がある場合においては、保存期間を延長する。

(各課等の協力等)

- 第16条 総務課以外の課等は、総務課が行う事務に協力する。
- 2 総務課以外の課等が通報等を受けた場合は、速やかに総務課に連絡する。

(他の行政機関等との協力等)

第17条 総務課及び事務実施課等は、通報について、他の行政機関その他公の機関から調査等の協力を求められたときは、正当な理由がある場合を除き、必要な協力を行う。

2 事務実施課等は、通報対象事実等に関し、処分又は勧告等をする権限を有する行政機関が複数ある場合においては、必要に応じて、当該行政機関と連携して調査を行い、措置を講じる等、相互に緊密に連絡し協力する。

(職員への周知)

第18条 総括通報等責任者は、法、ガイドライン及びこの訓令の内容等について、定期的な研修等を通じて職員に対し十分に周知する。

(事業者及び労働者等への周知)

第19条 消防庁は、所管事業に係る事業者及び労働者等に対する広報の実施その他の適切な方法により、法及び「公益通報者保護法を踏まえた内部通報制度の整備・運用に関する民間事業者向けガイドライン」(平成28年12月9日消費者庁。以下「民間事業者向けガイドライン」という。)の内容並びに消防庁における通報窓口、通報対応の仕組み等について、周知するよう努める。

2 消防庁は、契約の相手方又は補助金等の交付先(以下「相手方事業者」という。)における法令遵守及び不正防止を図るために必要と認められる場合には、相手方事業者に対して、民間事業者向けガイドラインに基づく取組の実施を求めることなどに努める。

(公益通報等への対応の評価及び改善)

第20条 消防庁は、公益通報等への対応の仕組みの運用状況についての透明性を高めるとともに、客観的な評価を行うことを可能とするため、公益通報等に関する秘密保持及び個人情報保護並びに適切な法執行の確保及び利害関係人の営業秘密、信用、名誉、プライバシー等の保護に支障がない範囲において、公益通報等への対応の仕組みの運用状況に関する情報を、定期的に公表する。

2 消防庁は、公益通報等への対応の仕組みの運用状況について、定期的に評価及び点検を行うとともに、他の行政機関による先進的な取組事例等も参考にした上で、通報等への対応の仕組みを継続的に改善するよう努める。

(細則)

第21条 この訓令の施行に関し必要な事項は、別に総務課長が定める。

附 則

この訓令は、平成19年6月28日から施行する。

附 則（平成 26 年 7 月 7 日消防庁訓令第 5 号）  
この訓令は、平成 26 年 7 月 7 日から施行する。

附 則（平成 30 年 3 月 30 日消防庁訓令第 3 号）  
この訓令は、平成 30 年 3 月 30 日から施行する。

**別表（第 3 条及び第 11 条関係）**

消防法（昭和 23 年法律第 186 号）（個別具体的な事件を除く、火災予防や危険物の制度に関するものに限る。）
災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）（総務大臣の所管に係るもののうち、国の対応に関するもの、都道府県・市町村の対応に関するものに限る。）
石油パイプライン事業法（昭和 47 年法律第 105 号）（総務大臣の所管に係るもののうち、保安、安全に関する部分に限る。）
石油コンビナート等災害防止法（昭和 50 年法律第 84 号） （総務大臣の所管に係るもののうち、レイアウト規制に関するもの、広域共同防災組織に関するもの（2 以上の都道府県にわたる場合）に限る。）
大規模地震対策特別措置法（昭和 53 年法律第 73 号）（総務大臣の所管に係るもののうち、国の対応に関するもの、都道府県・市町村の対応に関するものに限る。）
武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成 16 年法律第 112 号）（総務大臣の所管に係るもののうち、地方公共団体の対応に関するもの（相談のみ対応）に限る。）